

# 3 生徒指導

## 1 生徒指導の意義(定義と目的及び実践上の視点)

### (1) 生徒指導の定義

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

- ① 生徒指導は、児童生徒が自身を個性的存在として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを支える働き(機能)である。
- ② 生徒指導は、学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つ。

### (2) 生徒指導の目的

生徒指導は、児童生徒一人ひとりの個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支え、ると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

- ① 生徒指導においては、児童生徒の心理面(自信・自己肯定感等)の発達のみならず、学習面(興味・関心・学習意欲等)、社会面(人間関係・集団適応等)、進路面(進路意識・将来展望等)、健康面(生活習慣・メンタルヘルス等)を含む包括的な発達を支える必要がある。
- ② 生徒指導の目的を達成するためには、児童生徒一人ひとりが自己指導能力(深い自己理解に基づき、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力)を身に付けることが重要である。

### (3) 生徒指導の実践上の4つの視点

#### ① 自己存在感の感受

集団に個が埋没しないよう、自己存在感等を実感できるよう工夫されているか。

#### ② 共感的な人間関係の育成

認め合い・励まし合い・支え合える学習集団となるような支援がされているか。

#### ③ 自己決定の場の提供

授業において、自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作する等、「自己決定の場を意図的に設定」されているか。

#### ④ 安全・安心な風土の醸成

お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土を子どもたちが自らつくりあげるように支援しているか。

## 2 生徒指導の構造

生徒指導は、児童生徒の課題への対応を時間軸や対象、課題性の高低という観点から類別することで、構造化することができる（生徒指導提要进行を参照のこと）。下図は、4層から成る生徒指導の重層的支援構造を示したものである。

【発達支持的生徒指導】や【課題予防的生徒指導】（課題未然防止教育）の在り方を改善していくことが、生徒指導上の諸課題の未然防止や再発防止につながり、【課題早期発見対応】や【困難課題対応的生徒指導】を広い視点から捉え直すことが、発達支持的生徒指導につながるという円環的な関係にあると言える。その意味からも、これからの生徒指導においては、特に常態的・先行的な生徒指導の創意工夫が一層必要になると考えられる。

生徒指導提要进行（改訂版）  
（文部科学省HP）

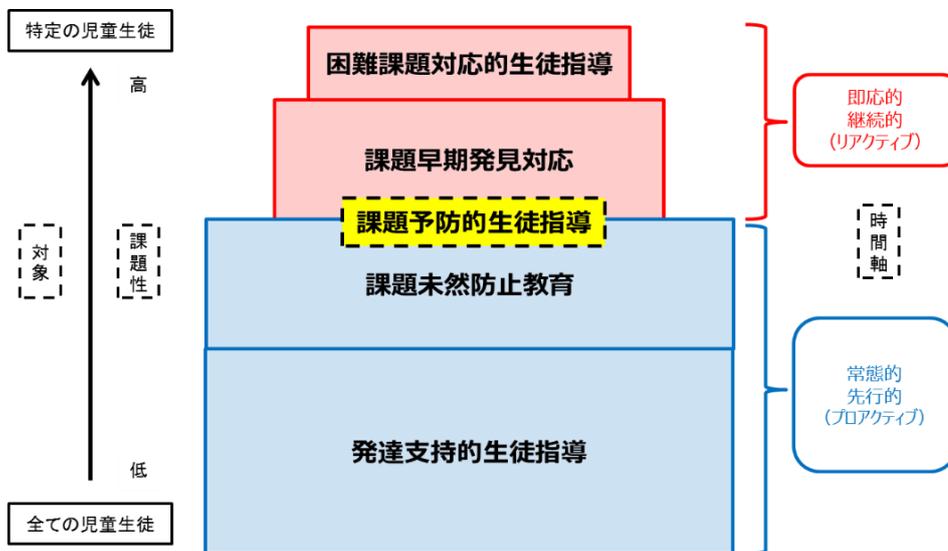



図 生徒指導の重層的支援構造（生徒指導提要进行改訂版より作成）

## 3 生徒指導の方法と基盤及び取組上の留意点

### (1) 生徒指導の基本としての児童生徒理解

- ① 心理面、学習面、社会面、健康面、進路面、家庭面から総合的に児童生徒を理解する。
- ② 学級担任、学年担当、教科担任、部活動等の顧問等による複眼的な広い視野からの児童生徒理解に加えて、養護教諭、SC、SSWの専門的な立場からの児童生徒理解を行うことが大切である。また、児童生徒や保護者との生徒指導の方針に関する相互理解を図る必要がある。

### (2) 集団指導と個別指導

- ① 集団指導では、社会の一員としての自覚と責任、他者との協調性、集団の目標達成に貢献する態度を育成する。
- ② 役割分担の過程で各役割の重要性を学び、協調性を身に付ける。
- ③ 個別指導では、集団から離れて行う指導と、集団指導の場面において、個別の児童生徒の状況に応じて

配慮することの2つの概念がある。個の課題や家庭・学校環境に応じた、適切かつ切れ目のない生徒指導が大切である。

(3) ガイダンスとカウンセリング

- ① ガイダンスの観点から、学校生活への適応やよりよい人間関係の形成等に関して、組織的・計画的に全ての児童生徒に情報提供や説明を実施する。
- ② カウンセリングの観点から、児童生徒から悩みを受け止め、自己の可能性や適性についての自覚を深めさせたり、適切な情報の提供等を通して、児童生徒が自らの意志と責任で選択、決定できるよう相談・助言等を個別に行う。

(4) チーム支援による組織的対応

- ① 対応が難しい場合は、担任が一人で抱え込まず、学校内の生徒指導主事やSC、SSW等と連携・協働し校内連携型支援チームで組織的に対応する。
- ② 深刻な課題では、校外の関係機関等とのネットワーク型支援チームによる組織的対応が必要である。
- ③ チーム支援では、学校内の複数の教職員、関係機関の専門家、保護者、地域の人々等が、アセスメントに基づいて、支援チームを編成する。
- ④ 組織的・計画的に実践し、個人情報扱うにあたり、守秘義務や説明責任等に注意する。

(5) 生徒指導の基盤（教職員集団の同僚性）

- ① 組織的かつ効果的に生徒指導を実践するためには、教職員同士が支え合い、学び合う同僚性が基盤となる。
- ② 困ったときに、相談にのってもらえる、改善策や打開策を親身に考えてもらえる等、職場における受容的・支持的・相互扶助的人間関係が形成されており、組織として一体的な動きがとれるかどうかが鍵であるとともに、教職員のメンタルヘルスを良好に保つことも重要となる。

(6) 生徒指導の取組上の留意点（児童生徒の権利の理解）

① 児童の権利に関する条約（1994年批准）

児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人ひとりを大切に教育が行われることが必要である。ア) 差別の禁止、イ) 児童の最善の利益、ウ) 生命・生存・発達に対する権利、エ) 意見表明権の4つの原則が規定されている。同条約の理解は、教職員、児童生徒、保護者、地域の人々等にとって必須となる。

② こども基本法（2022年公布）

日本国憲法及び児童の権利条約の精神にのっとり、全てのこどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長でき、こどもの心身の状況や環境等にかかわらず権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す。全てのこどもが差別的取扱いを受けないようにすることや、年齢及び発達の段階に応じて自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会の確保等が規定されている。

## 4 個別の課題に対する生徒指導

### (1) いじめ

#### ・いじめの定義(いじめ防止対策推進法)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

#### ・重大事態への対処(いじめ防止対策推進法)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときと認めるとき

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときと認めるとき

※いじめの認知は、特定の教職員で抱え込まず、法第22条の学校いじめ対策組織へ報告する。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

① いじめ防止等に関する基本的な考え方:「島根県いじめ防止基本方針」

→「第1章 3」を参照

② 勤務校の「いじめ防止基本方針」や、学校設置者(市町村)の「いじめ防止基本方針」の確認

③ 法の基本的な方向性は、次の2つである。

ア 社会総がかりでいじめ防止に取り組むこと

イ 重大事態への対処(重大事態調査を含む)において公平性・中立性を確保すること

④ 各学校には、次の3つが義務付けられた。

ア いじめ防止のための基本方針の策定と見直し

イ いじめ防止のための実効性のある組織と構築

ウ 未然防止・早期発見・事案対処における適切な対応を行うこと

島根県いじめ防止基本方針  
(島根県HP)



- ⑤ 法第2条において、いじめられている児童生徒の主観を重視し、いじめを定義している。教職員に限らず、児童生徒、保護者にも共通理解を促すことが必要である。
- ⑥ 平成 29 年に国の基本方針を改定し、学校におけるいじめ対応の基本的な在り方が示された。重点事項は次のとおりである。
  - ア 「けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もある」ため、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。
  - イ いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。いじめが解消している状態とは、本人や保護者への面談等を通じて、次の2つの条件が満たされていることを示す。
    - ・ 対象児童生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為がやんでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している。
    - ・ 対象児童生徒が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）。
- ⑦ 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第 23 条第1項に違反しうることから、教職員間での情報共有を徹底する。
- ⑧ 学校は、いじめ防止の取組内容をHP等で公開、児童生徒、保護者には入学時等に説明する。

## (2) 自死予防

- ① 未然防止の観点からは、安全・安心な学校環境を整え、未来を生き抜く力を身に付けるよう働きかけたり（発達支持的生徒指導）、SOSの出し方に関する教育を含む自死予防教育を行う（課題未然防止教育）ことが重要である。
- ② 自死予防教育の目標は、児童生徒が、自他の「心の危機に気付く力」と「相談する力」を身に付けることの2点である。
- ③ 自死の危機が高まった児童生徒に対して、早期に気付き、対応したり（課題早期発見対応）、専門家と連携して水際で自死を防いだり、自死発生（未遂・既遂）後の心のケアを行う（困難課題対応）といった対応が求められる。

## (3) 不登校

### ・不登校の定義

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者を除いたもの

### ① 教育機会確保法の視点

ア 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。

イ 不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うこと。

文科省HP（教育機会確保法パンフレット）



## ② 島根県の現状と課題

ア 県教育委員会の「不登校に関するアンケート調査」（令和6年3月実施）の結果において、不登校の主たる要因として、「いじめ」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「教職員との関係をめぐる問題」など、人間関係に起因するものが多い傾向にある。

イ 近年の社会環境の変化に伴い、子どもたちの抱える課題が複雑化・多様化していることから、学校は子どもたち一人ひとりの状況に応じた支援が求められており、関係機関からの助言を受けるなどしながら、教育相談体制を充実させる必要がある。

ウ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を配置し、学校内での組織的な支援体制を推進するとともに、教育センター等での来所相談や 24 時間対応の電話相談、SNSを活用した相談など、学校外での相談体制を整備し、子どもたちや保護者が相談しやすい環境となるよう、相談窓口の充実を図っていく。

## ③ 不登校児童生徒への支援の方向性

ア 専門家の効果的な活用などによる組織的な支援体制の充実を図るとともに、相談しやすい環境を充実させることにより、子どもや家庭の状況に応じたきめ細かな支援につなげる。

イ 生徒指導や教育相談担当の教職員に対して、子どもたちの不登校の背景に人間関係の悩みが隠れている可能性があるなどの視点をもつことの大切さを伝えるため、県教育委員会や各学校が実施する研修の充実を図る。

ウ 学校の空き教室や図書室などを活用した不登校児童生徒の校内での居場所の提供や支援員の配置に取り組む市町村を支援する。

エ 不登校児童生徒の社会的自立への支援を行う公的機関である教育支援センターについて、設置する市町村に対する支援を行うとともに、設置が難しい市町村の独自の取組に対する支援を行う。

オ 子どもたちの多様な学びの場の選択肢のひとつであるフリースクールなど、民間機関との連携により、多様な学習活動の実情を把握するなど、学校や児童生徒への情報提供を行う。

カ 中学校在学中に長期にわたって欠席した生徒等を対象に、一般入学者選抜及び第2次募集において、個人調査報告書を選抜の資料として用いない選抜方式を全日制・定時制課程のすべての学科において導入する。

キ 各高校において、安定して登校することが難しい生徒の学びの保障のため、宍道高校が拠点となり、通信教育の支援を行う。

## (4) 性に関する課題

① 性に関する課題への対応に当たっては、関連法規の理解や人権に配慮した丁寧な関わり、児童生徒が安心できる環境や相談体制の整備、チーム学校としての組織づくりが求められる。

② 学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動をとれるよう、保健体育の授業や特別活動をはじめ、学校教育全体を通じて指導する。

③ 指導に当たっては、ア) 発達の段階を踏まえること、イ) 学校全体で共通理解を図ること、ウ) 保護者の理解を得ること、エ) 事前に集団で一律に指導する内容と個々の児童生徒の状況に応じて個別に指導する内容を区別すること等に留意し、計画性をもって実施すること。

④ 性的マイノリティの当該児童生徒への支援は、最初の相談を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に

取り組むことが重要であり、学校内外の連携に基づく「支援チーム」を作り、連携して対応する。一方、教職員間の情報共有に当たっては、児童生徒自身が秘匿しておきたい場合があることに留意が必要である。本人や保護者に情報を共有する意図を十分に説明・相談し、理解を得る働きかけが求められる。

⑤ 「生命(いのち)の安全教育」の推進

ア 性犯罪・性暴力を根絶していくためには、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育と啓発を行っていくことが重要である。

イ 生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手を尊重する態度などを、発達段階に応じて身に付けることが大切である。

ウ 未然防止教育では、どのような被害が起きるのかを正しく理解することが出発点になり、その上で、自ら考え、相手の意思を尊重した行動がとれるような態度や姿勢を身に付けることができるように働きかけることが重要となる。

文科省HP「生命(いのち)の安全教育」



(5) 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導

① 発達障がい、精神疾患、健康、家庭や生活背景などは、その一つ一つが直接に学習指導や生徒指導上の課題となる場合もあり、加えて、いじめや自死、不登校等の生徒指導上の課題の背景になる場合も少なくない。

② 学校が家庭を支援するに当たっては、家庭の在り方を批判したり、指導したりするのではなく、家庭と協働して児童生徒の教育にあたる姿勢が重要である。

③ 学校が家庭に対して行う支援等は、原則的に保護者の了解や同意を前提とするため、保護者の援助要請を的確に引き出す力も必要となる。

④ 児童福祉法上の要保護児童、要支援児童、特定妊婦は、法令に則り、適切に福祉機関への通告や要保護児童対策地域協議会を通じた関係機関との連携が必要である。